

家畜衛生だより

埼玉県中央家畜保健衛生所

電話：048-663-3071

緊急：090-2757-1650

Fax：048-666-8731

メ-ル：m633071@pref.saitama.lg.jp

飼養衛生管理基準が改正されました

令和2年4月の家畜伝染病予防法改正に伴い飼養衛生管理基準も改正され、10月1日から施行されます。（一部は猶予期間があります。）

下記のとおり基準が変更となりますので、未実施の項目について対応をお願いします。

10月1日から

- 畜舎ごとに専用の作業着、長靴を使用してください
- 家きん舎だけではなく堆肥舎、飼料保管庫などに野生動物の侵入を防止することのできる防鳥ネット（網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有するもの）等を設置してください。
- 飼養衛生管理区域ではペットの飼養が禁止されます。
- 飲用に適した水（水道水など）以外の水を給与する場合は消毒をしてください。
- 衛生管理区域から搬出する物を消毒してください。

令和4年2月から

- 飼養衛生管理のマニュアルを作成し、従業員や外部事業者へ周知してください。

～引き続き防疫対策の徹底をお願いします！～

埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL:048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）

法定伝染病の名称が一部変更になります

家畜伝染病予防法の改正により、7月1日から一部の伝染病の名称が変更されました。

家畜伝染病

変更後	変更前	対象家畜
水疱性口内炎	水胞性口炎	牛、馬、豚
ブルセラ症	ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚
結核	結核病	牛、山羊
ピロプラズマ症	ピロプラズマ病	牛、馬
アナプラズマ症	アナプラズマ病	牛
豚水疱病	豚水胞病	豚
ニューカッスル病	ニューカツスル病	鶏、あひる、うずら
家きんサルモネラ症	家きんサルモネラ感染症	鶏、あひる、うずら

届出伝染病

変更後	変更前	対象家畜
牛ウイルス性下痢	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛白血病	牛、水牛
牛丘疹性口内炎	牛丘疹性口炎	牛、水牛
トリパノソーマ症	トリパノソーマ病	牛、水牛、馬
トリコモナス症	トリコモナス病	牛、水牛
ヘンドラウイルス感染症	馬モルビリウイルス肺炎	馬
トキソプラズマ症	トキソプラズマ病	めん羊、山羊、豚、いのしし
山羊関節炎・脳炎	山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊
豚テシオウイルス性 脳脊髄炎	豚エンテロウイルス性 脳脊髄炎	豚、いのしし
鶏伝染性気管支炎	伝染性気管支炎	鶏
鶏伝染性喉頭気管炎	伝染性喉頭気管炎	鶏
鳥結核	鶏結核病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鳥マイコプラズマ症	鶏マイコプラズマ病	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン症	ロイコチトゾーン病	鶏
あひるウイルス性肝炎	あひる肝炎	あひる
兎出血病	兎ウイルス性出血病	うさぎ
バロア症	バロア病	蜜蜂
ノゼマ症	ノゼマ病	蜜蜂